

会員規約

第1条 (名所及び所在地)

本クラブの名称・所在地は本文末尾に明記します。(以下「本クラブ」といいます)

第2条 (運 営)

本クラブの運営・管理(メンバー資格の得喪変更、会費・諸費用の収受、会員規約の制定・改廃等の決定手続きを含む)はレゴリススポーツクラブが行います。

第3条 (目 的)

本クラブは、入会されたメンバーが心身の健康の維持・増進を図るとともにメンバー相互の親睦を密にし、品位あるクラブライフをエンジョイすることを目的とします。

第4条 (入会資格)

1. 本クラブの入会資格は、次のとおりとし、本クラブに入会いただける方とは、これらの項目全てを満たす方とします。

- (1) 各会員種別において別途定める資格を満たす方。
- (2) 本クラブの利用に堪え得る健康状態であることを申告いただいた方。
- (3) 本クラブ会員規約に同意いただいた方。
- (4) 暴力団関係者でない方。
- (5) 刺青、タトゥー及びこれに類するものが入っている方。
- (6) 過去に本クラブより除名等の通告を受けていない方。なお、除名された際の原因が改善される等の場合で、本クラブが検討した結果、再入会資格を認めることがあります。

2. 会員は、本クラブに対し、現在または将来にわたって、自らが以下各号に定める暴力団等の反社会的勢力(以下、「反社会的勢力等」といいます)に該当しないことを保証します。

ア. 暴力団

イ. 暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含む)

ウ. 暴力団準構成員

エ. 暴力団関係企業の役員、従業員または株主もしくは実質的支配者等の関係者

オ. その他前各号に準ずるもの

3. 会員は、本クラブに対し、反社会的勢力等に対して、直接または間接を問わず、かつ名目の如何を問わず、資金提供を行わないこと、および今後行う予定がないことを保証します。

4. 会員は、本クラブに対し、反社会的勢力との間で、直接または間接を問わず、社会的に非難されるべき関係のないことを保証します。

5. 会員は、本クラブに対し、自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれの行為も行わないことを保証します。

ア. 暴力的な要求行為

イ. 法的な責任を越えた不当な要求行為

ウ. 取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

エ. 風説を流布し、偽計または威力を用いて本クラブの信用を毀損し、または本クラブの義務を妨害する行為

オ. その他前各号に準ずる行為

6. 本クラブは、会員が本条の一にでも反する場合、取引またはサービスの利用を停止し、および/または、会員規約を含む本クラブと会員との間の契約一切を解除することができます。

第5条 (メンバーの種類)

本クラブのメンバー種類及び各要件は別に定める通りです。

第6条 (入会手続)

- ① 本クラブに入会する方は所定の入会手続きを行い、本クラブの承認を得た上、定める会費・入会諸費用をお支払いいただきます。また、必要により医師の健康証明書の提出を求めています。
- ② 前項に定める入会申込を行った場合であっても、本クラブが行う審査の結果、入会が認められない場合があります。審査方法、審査過程、および審査の内容は開示されません。
- ③ 入会する本人が未成年者の場合は、本人と保護者の連名で申込み手続きをとらなければなりません。この場合保護者は、自らメンバーになった場合と同様に本規約に基づく責任を本人と連帯して負担し、本規約第15条に定める危険負担と本クラブの免責につき同意するものとします。

第7条 (入会金)

メンバーは、本クラブの定める入会金を、所定の方法で本クラブに支払わなければなりません。なお、当該入会金は、入会契約締結及び履行のための必要費用であり、一旦納入した入会金は返還しません。

第8条 (会費の支払)

メンバーは、本クラブの定める会費等を所定の方法で支払わなければなりません。会費等の種類、金額、支払期限及び支払方法等は本クラブが定めるものとします。

第9条 (休 会)

- ① メンバーは、各月の20日(前々月)(20日が休館日の場合翌営業日)までに本クラブに所定の休会届を提出することにより、翌月から休会することができます。本クラブの事務手続き上、20日を過ぎた場合は翌々月扱いになります。
- ② 休会費は 3,000円(税抜き)となります。

第10条 (退 会)

メンバーは、各月の20日(前月)(20日が休館日の場合翌営業日)までに本クラブに連絡より、その月末限りで退会することができます。電話等口頭での退会は受け付けません。20日を過ぎた場合は、本クラブの事務手続き上、翌月20日扱いになります。なお、本クラブが退会を受領しない限り会費支払義務は発生するものとします。

第 11 条（資格停止及び除名）

本クラブは、メンバーが次の各号の一つに該当すると認めた場合は、メンバー資格の一時停止または除名をすることができます。

- ア. 本クラブの定める会費・諸費用につき、3ヶ月以上滞納したとき。
(除名の場合も除名以前の会費・諸費用は全て納入していただきます。)
- イ. 本クラブの施設(レンタル施設等)を故意に毀損したとき。
- ウ. 本規約、その他本クラブが定める規則に違反したとき。
- エ. 本クラブの名誉、信用を毀損し、または秩序を乱したとき。
- オ. 入会書類に虚偽を記載したことが判明したとき。
- カ. メンバーとして品位を損なうと認められる非行があったとき。
- キ. 伝染病等他人に伝染・感染するおそれのある疾病に罹患したとき。
- ク. 本クラブの合理的な指示・指導に従わないとき。
- ケ. その他本クラブが、社会通念に照らし、本クラブメンバーとしてふさわしくないと認めたとき。

第 12 条（メンバー資格喪失）

メンバーは、退会、除名、死亡及び失踪宣言をうけたとき、その資格を失います。

第 13 条（メンバー資格の譲渡禁止）

メンバーは、そのメンバー資格を他に譲渡すること（相続を含みます）はできません。

第 14 条（休業）

本クラブは、休業に関してのお知らせは原則として2週間前までに告知するものとします。緊急の事態が発生した場合に休業することができるものとします。

第 15 条（メンバーの利用及び事故）

- ①メンバーは、自己の責任と危険負担において、他のメンバーと協調して、本クラブを利用するものとします。
- ②本クラブは、メンバーが本クラブを利用中に生じた盗難、怪我その他の事故について、本クラブの責めに帰すべき事由がない限り、責任は負いません。メンバー同士の本クラブ内外でのトラブルについても同様とします。
- ③メンバーは、本クラブにおいて、技量を超えた行為及び危険行為は行ってはならないものとします。また、本クラブの事前の書面による承諾なしに、対価を得て他の利用者に対する指導行為を行ってはならないものとします。
- ④本クラブは、次の事由により本クラブのレッスンを廃止または閉鎖または臨時休業することができます。
 - 一 台風その他異常気象、風水火災害、地震、近隣の事故等で本クラブの業務遂行に支障があるとき。
 - 二 施設の改造または補修工事実施のとき。
 - 三 法令の制度改廃、行政指導、社会情勢、経済状況の著しい変化があったとき。
 - 四 施設の使用権限が消滅する等運営に影響が生ずる事情が発生したとき。
 - 五 その他閉鎖または臨時休業の必要があると認められるとき。
- ⑤本クラブが、レンタル施設及び公共施設等を利用してスクールを開催する場合は、当該施設の利用規約に準ずるものとするができる。

第 16 条（変更事項）

メンバーは、住所または連絡先等入会申込書記入事項に変更のあった場合は速やかに所定の書面で届け出るものとします。

第 17 条（諸費用の改定）

本クラブは、本規約に基づいてメンバーが負担すべき諸費用を、社会情勢・経済状況の変動等を参考にし改定することができます。この場合、本クラブは改定日の1ヶ月以上前までに当社ホームページにてメンバーに告知するものとします。

第 18 条（細則）

本規約に定めていない事項及び業務遂行上必要な細則は本クラブが定めるものとします。

第 19 条（改定）

本規約の改定及び変更は本クラブにより為されるものとし、その効力は当該改定及び変更時に在籍する全てのメンバーに及ぶものとします。なお、本クラブが本規約の改定及び変更を行うときは改定日の1ヶ月以上前までにその内容を当社ホームページにてメンバーに告知するものとします。

第 20 条（附則）

本規約は2020年5月1日より施行します。

名所及び所在地

名 所：レゴリススポーツクラブ
住 所：兵庫県芦屋市東芦屋町8-6
ステラハウス 26-103